行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	園芸畜産課	整理番号	8–1
許認可等の種類	小型漁船の総トン	数の測度、改測			
根拠法令条例等・ 条項	小型漁船の船籍ス	及び総トン数の測局	度に関する政令第9	9条第1項、第2項	
許認可等の概要	小型漁船(総トン勢	数5トン以上20トン	・未満)の総トン数の	刀測度及び改測	
審査基準(未設定の場合はその理由)	」第9条 ○1第9条 ○1第9年28年8月1 ○18年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3	31日運輸省令第4 到度に関する法律 は、我が国にる法律 は、用いら第二にる が定は、が多第二にる が定める。 が変になるの数 があるのは があるのは	る海事に関する制	船籍及び総トン数()度において、船舶 算定した数値に、 うつを付して表すもので定めるものに 可項中「当該数値で 上甲板及び上甲	の測度に関する の大きさを表すた 当該数値を基準と のとする。 こついて前項の規 を基準として国土
基準の制定根拠	_				
標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	事務事例がなく処	理期間の設定が関	困難である。		
期間の制定根拠	_				